



大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R7.4】							改訂【R8.4】							改訂理由															
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定方法	測定基準	測定密度	摘要	編	章	節		条	工 種	測定項目	規格値	測定方法	測定基準	測定密度	摘要							
12	3			森林土木編	溪間工事	コンクリートダム本体工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 床堀高 ▼	±30 +30	図面の表示箇所にて測定			12	3			森林土木編	溪間工事	コンクリートダム本体工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 床堀高 ▼	±30 +30	図面の表示箇所にて測定			8-1-8-4	ICT	諸基準類との整合			
							幅	-30											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。										
							水通し幅 L5 L6	+100 -0																					
							堤 長 L1~L4	-100																					
				側壁工	基準高 ▼	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直交な水平延長を測定。			側壁工	基準高 ▼	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直交な水平延長を測定。			8-1-8-6	ICT	諸基準類との整合											
					幅 w1, w2	-30					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。																		
					長さ L	-100																							
				水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基準高 ▼	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは、上下流の両端部及び中間点で測定。			水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基準高 ▼	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは、上下流の両端部及び中間点で測定。			8-1-8-8	ICT	諸基準類との整合											
					幅 w	-100					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。																		
厚さ t	-30																												
延長 L	-100																												
13	5	24	2	一般施工	単体魚礁製作	幅	+20 ~ -10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定		漁港漁場関係 工事共通仕様書(水産庁漁港 漁場整備部整備課編集)の様 式・出来形23-1 参照	13	5	24	2	一般施工	単体魚礁製作	幅	+20 ~ -10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定		漁港漁場関係 工事共通仕様書(水産庁漁港 漁場整備部整備課編集)の様 式・出来形23-1 参照	誤記修正					
						高さ	+20 ~ -10																						
						長さ	+20 ~ -10																						
						壁厚	±10																						
						対角線	100																						
						形状型枠寸法	観 察																						
						ブロック外観	観 察																						
				魚礁沈設工	沈設	位置 集中配置 (乱積配置)	配置中心点: ±5,000	GPS及びFD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	漁港漁場関係 工事共通仕様書(水産庁漁港 漁場整備部整備課編集)の様 式・出来形23-3 参照	集中配置: 最高部許容範囲	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、(特)による。		GPS及びFD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	4	魚礁沈設工	沈設	魚礁沈設工	位置 集中配置 (乱積配置)	配置中心点: ±5,000	GNSS及びFD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	集中配置: 最高部許容範囲	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、(特)による。	GNS及びFD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	漁港漁場関係 工事共通仕様書(水産庁漁港 漁場整備部整備課編集)の様 式・出来形23-3 参照	誤記修正
						位置 ゾーン配置	ゾーン内	GPS及びFD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定											位置 ゾーン配置	ゾーン内	GNS及びFD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定						
						位置 計画配置 (相対配置)	±5,000	GPS及びFD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定											位置 計画配置 (相対配置)	±5,000	GNS及びFD-GNSS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定						
						高さ	集中配置:	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、(特)による。											集中配置:	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、(特)による。							
							+ 規定しない													音響測深器等により測定									
							- 0																						
							ゾーン配置、計画配置: 重ならないこと。																						
						長さ・幅	(特)による。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、(特)による。											長さ・幅	(特)による。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、(特)による。						
組立魚礁組立工	2	1	組立魚礁組立工	コンクリート部材組立	幅・高さ・長さ	+10×部材連数 -5×部材連数	スチールテープ等により測定	全基測定		漁港漁場関係 工事共通仕様書(水産庁漁港 漁場整備部整備課編集)の様 式・出来形23-2 参照	3	1	組立魚礁組立工	組立魚礁組立工	コンクリート部材組立	幅・高さ・長さ	+10×部材連数 -5×部材連数	スチールテープ等により測定	全基測定		漁港漁場関係 工事共通仕様書(水産庁漁港 漁場整備部整備課編集)の様 式・出来形23-2 参照	誤記修正							
					ボルトの取付	(特)による。										締付強度測定	10箇所以上測定						ボルトの取付	(特)による。	締付強度測定	10箇所以上測定			

大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R7.4】										改訂【R8.4】										改訂理由																																																																																																								
（漁）第1編共通編	一般施工	鋼製部材組立	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照	高さ	+30~-10	鋼製部材組立	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定	長さ	+30~-10	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照	高さ	+30~-10	鋼製部材組立	幅・高さ・長さ	(特)による。	スチールテープ等により測定	全基測定	のと厚、脚長、溶接長	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	(特)による。	有害な欠陥の有無	(特)による。	観察	全数	溶接部非破壊試験	(特)による。	カラーチェック	(特)による。	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照	化学系(FRP等)部材組立	幅・高さ・長さ	(特)による。	スチールテープ等により測定	全基測定	接続帯の取付け	(特)による。	観察	接続終了後、全箇所	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照	現場鋼材溶接	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	ひずみ	目視による観察	全数	有害な欠陥の有無	目視による観察	適宜	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形27-1参照	魚礁タイプは、13-5-25魚礁工事を適用する。	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形27-1参照	ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数	魚礁タイプは、13-5-24魚礁工事を適用する。	着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-25-3組立魚礁組立工を適用する。	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-3(計画配置)参照	着定基質設置	位置計画配置(相対配置)	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定(緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。	位置計画配置(相対配置)	±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定(緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。	長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	(特)による。	捨石マウンドタイプは、13-5-6-4基礎を適用する。漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形24-4参照	4隅及び変化点。但し、外面に囲礁がある場合は除く。	投入位置	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定(緯度経度公共座標)	法線	±70cm	長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	各3測線以上	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-4参照	捨石マウンドタイプは、13-5-6-4基礎を適用する。漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-4参照	4隅及び変化点。但し、外面に囲礁がある場合は除く。	投入位置	±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定(緯度経度公共座標)	法線	±70cm	長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	各3測線以上													
			幅	+30~-10				スチールテープ等により測定	全基測定		高さ	+30~-10			スチールテープ等により測定	全基測定		長さ	+30~-10		幅・高さ・長さ	(特)による。			スチールテープ等により測定	全基測定			接続帯の取付け	(特)による。			観察	接続終了後、全箇所				現場鋼材溶接	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。			スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜				形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定																											適宜	ひずみ																																		目視による観察	全数	有害な欠陥の有無	目視による観察	適宜	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜	ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数	着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-24-3組立魚礁組立工を適用する。
			幅	+30~-10							スチールテープ等により測定	全基測定						高さ	+30~-10		スチールテープ等により測定	全基測定							長さ	+30~-10								幅・高さ・長さ	(特)による。	スチールテープ等により測定	全基測定	接続帯の取付け			(特)による。	観察					接続終了後、全箇所	現場鋼材溶接	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	ひずみ	目視による観察			全数	有害な欠陥の有無	目視による観察		適宜	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察		型枠搬入後適宜	ブロック外観(異形ブロック)																																																		
			幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定							高さ	+30~-10				スチールテープ等により測定	全基測定				長さ	+30~-10			幅・高さ・長さ	(特)による。	スチールテープ等により測定	全基測定	接続帯の取付け	(特)による。	観察	接続終了後、全箇所	現場鋼材溶接	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)		(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定			適宜	形状寸法(のと厚、脚長、溶接長等)	(特)による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定			適宜	ひずみ	目視による観察		全数	有害な欠陥の有無	目視による観察																						適宜	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜	ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数	着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-24-3組立魚礁組立工を適用する。	着定基質設置	位置計画配置(相対配置)	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定(緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。	位置計画配置(相対配置)	±5,000	GNSS及びD-GNSS等により測定(緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。	長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	(特)による。	捨石マウンドタイプは、13-5-6-4基礎を適用する。漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形24-4参照	4隅及び変化点。但し、外面に囲礁がある場合は除く。		投入位置	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定(緯度経度公共座標)	法線	±70cm	長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	各3測線以上															

3.写真管理

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度(時期)		
3	1	4	4	1	既製杭工(既製コンクリート杭)(鋼管杭)(H鋼杭)	偏心量	1施工箇所1回(打込後)		枝番の追加
						根入長	1施工箇所1回(打込前)		
						数量	全数量(打込後)		
						杭頭処理状況	1施工箇所1回(処理前、中、後)		
7	地盤改良工	9	1	1	固結工(粉末噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰バイル工)	位置・間隔杭径	1施工箇所1回(打込後)		新規追加
						深度	1施工箇所1回(打込前後)		
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			
7	地盤改良工	9	1	1	固結工(粉末噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰バイル工)	位置・間隔杭径	1施工箇所1回(打込後)		新規追加
						深度	1施工箇所1回(打込前後)		
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・バーチャル」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			



大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R7.4】							改訂【R8.4】							改訂理由		
7	既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。			○						適用範囲の明確化
		施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目視】 ・外径700mm未満:許容値2mm以下 ・外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 ・外径1016mmを超え2000mm以下:許容値4mm以下	・外径700mm未満:上記と下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上記と下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下:上記と下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。									適用範囲の明確化
				鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1.2.3.4.5.6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JISZ2343-1.2.3.4.5.6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。									適用範囲の明確化
				鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)									適用範囲の明確化
		その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り杭法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。								適用範囲の明確化
				鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比量の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。									適用範囲の明確化
				鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm <sup>2</sup>								適用範囲の明確化
15	アスファルト舗装	ブランド	必須(A)	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	印字記録による品質判定値 (別途算定式による…「舗装施工便覧」平成18年2月 p263, 250~251参照)	印字記録データによる:全数 左記の規格値をはずれるものが5%以上の確率で現れないこと (または定期的)にAs抽出試験で印字と照合する)	必須(A)または必須(B)のどちらかで管理するAs混合物はマーシャル安定度試験基準値、粒度範囲の規格に適合すること		○※						誤記修正
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16					○※						誤記修正
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238					○※						誤記修正
			必須(B)	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい:基準粒度の±12%以内	As抽出試験、ふるい分け試験を1~2回/日行う。	必須(A)または必須(B)のどちらかで管理するAs混合物はマーシャル安定度試験基準値、粒度範囲の規格に適合すること		○※						誤記修正
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい:基準粒度の±5%以内				○※						誤記修正
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内				○※						誤記修正
		舗装現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	トラック1台毎。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。								追記
34	路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8路上再生路盤用骨材の適ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時									諸基準との整合
35	路上表層再生工	施工	必須	かさばくし深さ	舗装再生便覧付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎									諸基準との整合
4.品質管理							4.品質管理									
(8-2)公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目							(8-2)公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	内容の改訂				
セメントコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	α28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回 ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度	4-8	セメントコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	α28の強度試験 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回	4-8					

大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R7.4】	改訂【R8.4】	改訂理由																																																
<p>4.品質管理</p> <p>(10)コンクリートの圧縮強度試験、スランブ試験、空気量測定 の試験基準について</p>	<p>4.品質管理</p> <p>(10)コンクリートの圧縮強度試験、スランブ試験、空気量測定 の試験基準について</p>																																																	
<p>土木工事の施工管理基準及び規格値(大分県)品質管理</p> <p>(10)コンクリートの圧縮強度試験、スランブ試験、空気量測定 の試験基準について</p> <p>※小規模工事とは、以下の工種を「除く」工種とする。 橋台、橋脚、杭頭(現場打ち、井筒基礎等) 橋梁上部工(橋、天端、音響等) 擁壁(高さ1m以上)、護岸上、護脚、護管、水門、水路(内幅2m以上) 護岸、ダム及び堤、トンネル、掘削、 その他これらに類する工種及び特別仕様で指定された工種</p> <p>※注) 下記に該当する場合も各種試験を行う。 ○空気量測定 ・打ち込み中に品質変化が認められたとき。 ○スランブ試験 ・打ち込み中に品質変化が認められたとき。 ・道路橋鉄筋コンクリート床版(レディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その場スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。</p> <p>*注 監督員との協議が必要</p>	<p>(10) コンクリートの圧縮強度試験、スランブ試験、空気量測定 の試験基準について</p> <p>鉄筋コンクリート 無筋コンクリート</p> <p>重要構造物 一般構造物 小規模工種</p> <p>(注1) 20~150m3ごとに1回以上(最低でも1回/日)</p> <p>(注2) ブロック積(張)や練石積(張)の胴込コンクリート、基礎(天端)コンクリート等</p> <p>(注3) 1工事当たりの工事規模に応じ1~3回程度</p> <p>(注4) 1工種ごとに1回以上又は、品質証明書等</p> <p>構造物の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>重要構造物</th> <th>一般構造物</th> <th>小規模工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>擁壁(護岸)</td> <td>H=5m以上</td> <td>H=1m以上~5m未満</td> <td>H=1m未満</td> </tr> <tr> <td>カルバート</td> <td>内空断面積25㎡以上</td> <td>内空断面積25㎡未満</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>橋梁上・下部工</td> <td>全て</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>全て</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>堰</td> <td>H=3m以上</td> <td>H=3m未満</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>横門・橋台</td> <td>H=3m以上</td> <td>H=3m未満</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>砂防堤</td> <td>全て</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>杭頭</td> <td>-</td> <td>現場打ち、井筒基礎等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>-</td> <td>内幅2m以上</td> <td>内幅2m未満</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>-</td> <td>全て</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>重要構造物・一般構造物以外の工種</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ... 構造物の重要度・工事規模(日打設量)に応じ1日当たりの試験頻度を増とする 注2) ... 大型積ブロックは含まない 注3) ... ブロック積は1回/250m2毎を基本とする 注4) ... 品質証明書等とする場合は、監督員と要協議のこと その他) ... 下記に該当する場合も各種試験を行うこと ○空気量測定 : 打ち込み中に品質変化が認められたとき ○スランブ試験 : 打ち込み中に品質変化が認められたとき ・道路橋鉄筋コンクリート床版(レディーミストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行うこと ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランブ試験の頻度については監督員と協議し低減することができるものとする</p>	工種	重要構造物	一般構造物	小規模工種	擁壁(護岸)	H=5m以上	H=1m以上~5m未満	H=1m未満	カルバート	内空断面積25㎡以上	内空断面積25㎡未満	-	橋梁上・下部工	全て	-	-	トンネル	全て	-	-	堰	H=3m以上	H=3m未満	-	横門・橋台	H=3m以上	H=3m未満	-	砂防堤	全て	-	-	杭頭	-	現場打ち、井筒基礎等	-	水路	-	内幅2m以上	内幅2m未満	舗装	-	全て	-	その他	-	-	重要構造物・一般構造物以外の工種	<p>内容の改訂</p>
工種	重要構造物	一般構造物	小規模工種																																															
擁壁(護岸)	H=5m以上	H=1m以上~5m未満	H=1m未満																																															
カルバート	内空断面積25㎡以上	内空断面積25㎡未満	-																																															
橋梁上・下部工	全て	-	-																																															
トンネル	全て	-	-																																															
堰	H=3m以上	H=3m未満	-																																															
横門・橋台	H=3m以上	H=3m未満	-																																															
砂防堤	全て	-	-																																															
杭頭	-	現場打ち、井筒基礎等	-																																															
水路	-	内幅2m以上	内幅2m未満																																															
舗装	-	全て	-																																															
その他	-	-	重要構造物・一般構造物以外の工種																																															